

ほごしや かてい みなさま
保護者、ご家庭の皆様
せいと
生徒のみなさん

新潟県立村松高等学校
校長 傳田 秀輝

はる やす す かた 春休みの過ごし方について

やよい こう みなさま
弥生の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃か
ほんこう きょういくかつどう り かい きょうりよく たまわ かんしやもう あ
ら本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

今年度は、3月20日（金）から4月6日（月）まで春休み（年度末・年度始め休業）と
なり、生活の中心が学校から家庭に移ります。春休みは学力を伸ばし、心身を成長させる絶好
の期間です。

しかし同時に、春休み中は生活習慣が不規則になりがちで、開放感から「飲酒」「喫煙」
「無断外泊」「深夜徘徊」「性非行」「盗撮」などの不良行為を行ったり、これらをきっかけ
として、犯罪の加害者あるいは被害者になる恐れが高まったりする時期でもあります。高校生
による大麻などの違法薬物に関する事案も発生しています。また、高校生がわいせつ画像を
撮影、保存したり、送受信したりするなどして児童ポルノ禁止法違反で検挙されているほか、
SNSへの個人情報・誹謗中傷などの書き込みによるいじめが発生するなど、スマートフォン
等を介した問題行動が多発しています。

これらの結果、人間関係が変化するなど、精神的に不安定になりやすい時期でもあります。

せいと
生徒のみなさんは、下記の内容を必ず守ってください。

かてい
ご家庭におかれましては、下記のことにご留意のうえ、生活態度や行動を見守るとともに、
この機会を有意義なものにすることができるよう、格段のご配慮をお願いいたします。

記

1 生活全般について

にちじょう こうどう ふくそうどう わらまつこうこうせい ひんい たも
(1) 日常の行動や服装等は村松高校生としての品位を保つこと。

とうはつ かこう こうそく きんし こうい
頭髪の加工やピアスなど、校則で禁止されている行為はしてはならない。

いんしゆ きつえん いんりょう でんし まんび ぼうりよくこうい
(2) 飲酒、喫煙（ノンアルコール飲料、ニコチンなし電子タバコ）を含む）、万引き、暴力行為、
性非行、違法薬物の使用など、違法な反社会的行為は、絶対にしてはならない。

とく きいきん こうこうせい つう こうかく ほうしゆらう ひ か とくしゆ きぎ こうどう
特に最近、高校生が、SNS・ネットを通じて、高額の報酬と引き換えに、特殊詐欺や強盗
などの犯罪行為に加担する、いわゆる「闇バイト」で逮捕されたり、電子マネーを利用し
た詐欺行為を行ったりして逮捕されたりする事件が多く報道されている。絶対に犯罪
行為を行わないこと。

- (3) 特^{とく}に最近^{さいきん}、新潟^{にいがた}県^{けん}内^{ない}では高校生^{こうこうせい}を含む^{ふく}未成年者^{みせいねんしや}が、大麻^{たいま}などの違法^{いはう}薬物^{やくぶつ}を使用^{しよう}する事件^{じけん}が相次^{あいつ}いでいるので、絶対^{ぜつたい}に使用^{しよう}することのないよう気^きを付^つけること。
- (4) 興味^{きようみ}本位^{ほんい}で性非行^{せいひこう}を犯^{おか}すことのないよう気^きを付^つけること。
- (5) 強^{きよう}制^{せい}わいせつ^{わいせつ}や痴漢^{ちかん}等の性被害^{せいひがい}に遭^あわないよう、混雑^{こんざつ}する場所^{ばしよ}や、夜間^{やかん}に人通り^{ひとどお}のない場所^{ばしよ}には十分^{じゆうぶん}に注意^{ちゆうい}すること。
- (6) 不審者^{ふしんしや}に遭^あった場合^{ばあい}は、まず大^{おお}声^{ごえ}で叫^{さけ}んで助^{たす}けを求^{もと}める、すぐ逃^にげて近所^{きんじよ}に助^{たす}けを求^{もと}めるなどして、それから警^{けい}察^{さつ}に通^{つう}報^{ほう}し、学^が校^{こう}へも連^{れん}絡^{らく}すること。
- (7) 旅行^{りょこう}等^{とう}を行^{おこな}う場合^{ばあい}は、保^ほ護^ご者^{しや}の同^{どう}意^いを得^えた上^{うえ}でくれぐれも安^{あん}全^{ぜん}に注^{ちゆう}意^いし、参^{さん}加^かすること。また、学^が校^{こう}にも連^{れん}絡^{らく}すること。
- (8) 外^{がい}出^{しゅつ}時^じは、行^いき先^{さき}を必^{かな}ず保^ほ護^ご者^{しや}に伝^{つた}えること。無^む断^{だん}外^{がい}泊^{ぱく}や深^{しん}夜^や徘徊^{はいかい}から事^じ件^{けん}・事^じ故^こに巻^まき込^こまれるケ^けースが^ふ増^あえているので、夜^や間^{かん}外^{がい}出^{しゅつ}・深^{しん}夜^や徘徊^{はいかい}・無^む断^{だん}外^{がい}泊^{ぱく}はし^ないこと。
- (9) 規^き則^{そく}正^{ただ}しい生^{せい}活^{かつ}を^{けん}こ^うく^{かん}り^きして健^{けん}康^{こう}管^{かん}理^りに気^きを付^つけること。

2 スマートフォン・SNS・インターネット等の利用^{とうりよう}について

- (1) 個人^{こじん}が特^{とく}定^{てい}されるよう^{じようほう}な情^{じようほう}報^が (学^が校^{こう}・学^{がく}年^{ねん}・氏^し名^{めい}・住^{じゆう}所^{しよ}・写^{しや}真^{しん}など) を掲^{けい}載^{さい}しない。
※自^じ分^{ぶん}だけ^たけで^{にん}は^かぞ^くく、他^た人^{じん} (家^け族^{ぞく}・友^{ゆう}人^{じん}を^{ふく}む) の個^こ人^{じん}情^{じようほう}報^{おな}も同^{どう}じ。
- (2) 他^た人^{じん}か^らの情^{じようほう}報^を面^{おも}白^{しろ}半^{はん}分^{ぶん}で^{かく}拡^{さん}散^{さん}したり、他^た人^{じん}を^ひ誹^{ほう}謗^{ちゆう}中^{しゆう} 傷^{きず}したり^しない。
その情^{じようほう}報^が事^じ実^{じつ}である^かん^どう^かは^{かん}係^{けい}なく、「侮^ぶ辱^{じやく}」「名^{めい}誉^よ棄^き損^{そん}」等^{とう}の犯^{はん}罪^{ざい}と^して^{しよ}処^{しよ}罰^{ばつ}され^る場^ば合^{あい}がある。
- (3) SNS・ネッ^{けい}ト^{じばん}掲^か示^こ板^{ばん}な^どへ^の書^{しや}き^{しん}込^{どう}み^がや写^{けい}真^{さい}・動^あ画^{いて}の掲^{せい}載^{しんて}き^くつ^うによ^つて相^あ手^てに^{せい}精^{しん}神^{てい}的^{てい}苦^き痛^{つう}を^あ与^{あた}えたり、安^{あん}易^いな^き気^も持^ちで^おこ^なった「^いた^ずら^ら」が^し会^し社^{かい}に^{じゆう}重^{じゆう}大^{だい}な^{えい}影^お響^{きやう}を^お及^{およ}ぼして^ほ法^{ほう}律^{りつ}違^い反^{はん}で^{しよ}処^{しよ}罰^{ばつ}され^るだ^けで^なく、企^{きぎ}業^{ぎやう}に^{そん}損^{がい}害^がを^あ与^{あた}え^たが^く、^{そん}が^いば^いし^しよう^{せい}き^{きゆう}を^ば請^{せい}求^{きゆう}され^{たり}す^る場^ば合^{あい}がある^ことを^{にん}認^{しき}し、^{じゆう}十^{じゆう}分^{ぶん}注^{ちゆう}意^いす^る。
- (4) SNS・ネッ^{じゆう}ト^{ネット}上^上だ^けで^つな^がり^があ^る人^{ひと}に^あは^あわ^ない。
高^{こう}校^{こう}生^{せい}が、^{いん}た^なー^ねっ^とを^{つう}通^しじ^て知^あり^あい^て合^あった^き相^{しゆう}手^{かい}か^ら、^き脅^{きやう}迫^{ぱく}・^{じゆう}誘^{きゆう}拐^{がい}・^{かん}監^{かん}禁^{きん}され^る」「^{せい}性^{せい}的^{てい}的^{てい}被^き害^{がい}に^{じゆう}遭^{じゆう}う^る」等^{とう}の事^じ件^{けん}が^は生^{せい}じ^つて^いる。
- (5) 高^{こう}校^{こう}生^{せい}が、^か架^か空^{くう}請^{せい}求^{きゆう}詐^さ欺^きの^ひ被^あ害^{がい}に^あ遭^じう^る事^じ案^{あん}が^は生^{せい}じ^つて^いる^こと^から、^な夏^{なつ}休^{やす}み^を機^き会^{かい}に^か家^か族^{ぞく}で^は話^わし^あい、^なス^まー^とフ^おン^への^ふィ^ろタ^らィ^んグ^の導^{どう}入^{にゆう}や、^か家^か庭^{てい}内^{ない}で^のス^まー^とフ^おン

利用のルール作りを検討する。

(6) 上記のようなネットトラブルにあった場合は、直ちに学校に相談する。

3 交通安全等について

(1) 歩行者、自転車利用者、原付バイク利用者等が守るべき交通ルール・マナー等について、詳しくは、「年度末・年度始め休業（春休み）中における交通事故防止について（お願い）」をよく読むこと。

(2) 原付バイクの免許をとった場合は、必ず学校に「原付免許取得届」を提出すること。

(3) 新3年生の「自動車学校への通校」「自動車免許の取得」は、夏休みから許可する。よって、この年度末・年度始め休業（春休み）を含む、それ以前の通校・免許取得は厳禁する。

(4) 改正道路交通法の施行により、16歳以上の者は「電動キックボード」について、原付バイクの免許が無くても利用が可能となったが、本校では電動キックボードによる通学は禁止する。（危険性が高いため）

4 アルバイトについて

(1) 家庭の事情等でアルバイトが特に必要な場合は、保護者の了解を得てから、必ず事前に「アルバイト届」を届け出ること。詳細は「アルバイト届」に記載されているので、事前に確認よくすること。

(2) 休業中はアルバイトに拘束され、生活のリズムが狂わないよう注意すること。

5 人間関係のトラブル・いじめなど、困ったことがあった場合

別紙「人間関係のトラブル・いじめなど、困ったことがあった場合について（お知らせ）」をよく読むこと。

6 民法の改正による「18歳成年」について（新3年生および保護者・ご家庭の皆様へ）

(1) 成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた結果、3年生は18歳の誕生日が来た人から「成年」になる。

18歳になると、親権者（保護者）の同意がなくても、自分の判断で契約ができるようになる。（具体的には「高額な商品の購入」「お金の借り入れ（借金）」など）

これまでは、未成年者が親権者の同意なく結んだ契約については、未成年者は比較的容易に取り消すことができた。（未成年者取消権）

(2)しかし、18歳以上の高校3年生を含む18歳・19歳は、未成年者取消権の保護が及ばなくなるため、悪質な業者から勧誘を受けて安易に契約を結んでしまうと、取り消すことができなくなる。また、24時間いつでもスマホ等を通じて簡単に借金できることから、「借金すること」のハードルが下がり、「多重債務」の状態に陥ってしまうことが心配される。

(3)このため、新3年生へは以下を守れることを指導する予定である。
ご家庭でも、よくお話し合いをしてください。

*勧誘を受けても、安易に契約しない。
*契約でトラブルになった場合は、保護者やご家族の方に相談するとともに、公的な相談ダイヤル「消費者ホットライン」188（いやや）に電話をかけて相談すること。

(4)なお、20歳未満の飲酒・喫煙、および競馬・競輪・競艇などの公営ギャンブルは、今までどおり禁止されている。高校生は18歳で成年になっても、今までと同じく飲酒・喫煙は厳禁である。

7 春休み中の登校について

(1)休業中に登校するときは、制服を正しく着ること。

(2)登校した場合、ストーブ・ヒーターは絶対に無断で使用しないこと。また、使用した教室の施錠や片付け・清掃をおこなうこと。

(3)原則として3月末まで自転車・原付バイクでの登校は禁止する。なお、「降雪や路面の凍結、悪天候の恐れがなく、安全に登校できる」と保護者・ご家庭で判断された場合は、自転車通学・原付バイクを許可する。

また、新3年生の自動車免許取得者が自分で自動車を運転することも禁止しているため、当然、通学への利用も禁止する。

(4)保護者に自家用車で送迎してもらう場合は、商店街・学校町通り等で乗り降りし、学校まで歩いて移動すること。

8 その他

事故に遭った場合には、警察や消防とともに必ず学校に連絡すること。

けんりつむらまつこうとうがっこう
県立村松高等学校

TEL 0250(58)6003